

意見書

平成 20 年 4 月 10 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」再改定案に対する
意見募集について、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」再改定案に対する意見募集について、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

頁	項目	該当部分	意見
7	2(2) 2)ア(イ)	<p>利用者料金の設定権の帰属について</p> <p>MVNOがMNOと接続して利用者にサービスを提供する場合、電気通信役務に関する料金(以下「利用者料金」という。)については、MVNOが利用者料金を設定する(エンドエンド料金)形態、MVNO及びMNOが分担して各々利用者料金を設定する(ぶつ切り料金)形態のいずれも可能であり、まずはMVNOが提示する利用者料金の設定方法を基に両当事者間で協議が行われることが求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン再改定案では、利用者料金について、MVNOが利用者料金を設定する(エンドエンド料金)形態、MVNO及びMNOが分担して各々利用者料金を設定する(ぶつ切り料金)形態の2形態が記載されておりますが、MVNOのビジネスモデルは多種多様である点などを踏まえ、MNOが利用者料金を設定する(エンドエンド料金)形態も追記頂くことを希望します。日本通信株式会社殿と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ殿の裁定書(平成19年11月30日付け総務省報道発表「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定及びMVNOの参入促進のための環境整備に関する勧告の公表について」)においても、「接続協定の協議が調った結果として、合意に基づき、料金の設定をどちらの事業者が行おうとも、原則として、否定されるものではない。」とされており、MNOが利用者料金を設定する(エンドエンド料金)形態を追記することは裁定の考え方にも合致しているものであると考えております。 <p>【日本通信株式会社殿-株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ殿 裁定書本文】(裁定事項2、10ページ、9行~23行)</p> <p>「利用者料金の設定の分担については、選択肢として、①日本通信が設定する(エンドエンド料金かつ日本通信に利用者料金設定権)、②ドコモが設定する(エンドエンド料金かつドコモに利用者料金設定権)及び③日本通信及びドコモが分担して各々利用者料金を設定する(ぶつ切り料金)がある。…(中略)…よって、接続協定の協議が調った結果として、合意に基づき、料金の設定をどちらの事業者が行おうとも、原則として、否</p>

頁	項目	該当部分	意見
			<p>定されるものではない。」</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者料金設定権の帰属について、ガイドライン再改定案では、「まずはMVNOが提示する利用者料金の設定方法を基に両当事者間で協議が行われることが求められる」こととなっておりますが、MVNOのビジネスモデルは事業者毎に多様であり、MVNOが希望する事業を実現するためには、MNOとして個別に事情を確認した上で、それぞれのMVNOに適した提案をするなどの対応も求められます。利用者料金設定権は、MVNOとMNOが対等な立場で事業者間協議を行い、相互に理解を深めていく過程の中で決定されるものであると考えており、ガイドラインにて協議実施方の詳細まで規定することは、むしろMVNOのビジネスモデルの多様化を阻害する要因となってしまうことも懸念されます。従いまして、「まずはMVNOが提示する利用者料金の設定方法を基に両当事者間で協議が行われることが求められる」の記述については、「MVNOが提示する利用者料金の設定方法を考慮しつつ、両当事者間で協議が行われることが求められる」といった記述として頂くよう希望します。
7	2(2) 2)ア(ウ)	<p>接続料の課金方式について</p> <p>MVNOがMNOと接続して利用者にサービスを提供する場合、MNOが接続に関し取得すべき金額(以下「接続料」という。)の課金方式については、従量制課金のほか、回線容量単位(帯域幅)の課金方式を採用することも可能であり、まずはMVNOが提示する接続料の課金方式を基に、両当事者間で協議が行われることが求めら</p>	<ul style="list-style-type: none"> 接続料の課金方式について、ガイドライン再改定案では、「まずはMVNOが提示する接続料の課金方式を基に、両当事者間で協議が行われることが求められる」こととなっておりますが、MVNOのビジネスモデルは事業者毎に多様であり、MVNOが希望する事業を実現するためには、MNOとして個別に事情を確認した上で、それぞれのMVNOに適した提案をするなどの対応も求められます。接続料の課金方式は、MVNOとMNOが対等な立場で事業者間協議を行い、相互に理解を深めていく過程の中で決定されるものであると考えており、ガイドラインにて協議実施方の詳細まで規定することは、むしろMVNOのビジネスモデルの多様化を阻害する要因となってしまうことも懸念されます。従いまして、「まずはMVNOが提示する接続料の課金方式を基に両当事者間で協議が行われることが求められる」の記述については、「MVNOが提示する接続料の課金方法を考慮し

頁	項目	該当部分	意見
		れる。	つつ、両当事者間で協議が行われることが求められる」といった記述として頂くよう希望します。
8	2(3)	<p>MNO におけるコンタクトポイントの明確化</p> <p>電気通信役務の円滑な提供を確保する等の観点から、MNO において、卸電気通信役務の提供又は接続の如何を問わず一元的な窓口(コンタクトポイント)を設け、これを対外的に明らかにするとともに、一般的な事務処理手続(申請手続・書式・標準処理期間)を公表する等、MVNO との協議を適正かつ円滑に行う体制を整備することが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「卸電気通信役務の提供又は接続の如何を問わず一元的な窓口(コンタクトポイント)を設け、これを対外的に明らかとする」ことの主旨については理解いたします。 ・ しかしながら、一般的な事務処理手続(申請手続・書式・標準処理期間)を公表する点につきましては、MVNO のビジネスモデルが多様であることを考慮すると、特に標準処理期間に関して、一律的に期間を定めることは困難であると考えております。MVNO 事業は事業者毎にその内容が様々であり、MNO にて MVNO が希望する事業内容を正確に理解・把握するのに必要となる期間、MVNO の要望を踏まえ、MNO から MVNO に対して一定レベルの回答を行うために必要となる期間も事業者毎に異なります。かかる実態を踏まえ、多種多様なビジネスモデルの展開を検討する MVNO に対して一律的に標準処理期間を定めることは困難である点に留意が必要と考えます。

頁	項目	該当部分	意見
9	2(4) 1)	<p>基本的考え方</p> <p>MNO が卸電気通信役務契約の提供又は接続に関してMVNOとの間で協議を行うに当たっては、当該卸電気通信役務の提供又は接続に係る業務を適確に実施するため、MNO において、MVNO からその事業計画等に係る事項を含めて情報を聴取する必要が生じる。しかしながら、事業計画等の内容が競合する事業者に開示されることは、当該事業計画等を展開する事業者の競争上の地位を危うくすることになりかねない点に留意する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ MVNOが精度の低い事業計画をMNOに提出すること等により、MNOが過度に設備投資を行う、あるいは MNO のネットワークに不具合を生じる等のケースが発生することも想定されます。MVNO の事業計画等に係る聴取範囲の明確化における基本的な考え方として、そのようなケースにおける MVNO の責任の在り方についてもガイドラインで明確にすることが必要と考えます。

頁	項目	該当部分	意見
9 ～ 10	2(4) 1)	<p>基本的考え方</p> <p>卸電気通信役務の提供又は接続に関し、MNOにおいてMVNOから一般的に聴取に理由があると考えられる事項と一般的に聴取に理由がないと考えられる事項を例示すると、次のとおりとなる。</p> <p>…(中略)…</p> <p>ただし、MVNOが企図する事業形態は多種多様であることから、MNOに要望する卸電気通信役務の提供又は接続の形態もまた多種多様であることが想定される点に留意する必要がある。</p> <p>このため、上表に掲げた一般的に聴取に理由があると考えられる事項以外にも、MVNOの個別の要望によっては、聴取することが必要な情報もあると考えられるが、そのような情報を聴取する場合には、MNOにおいて、その聴取の合理的な必要性をMVNOに対して明示することが求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ MVNOの事業計画等の聴取範囲の明確化について、聴取事項を「一般的に聴取に理由があると考えられる事項」と「一般的に聴取に理由がないと考えられる事項」の2つに分けて、それぞれ具体的な事項を例示したことは、MVNO・MNOの認識の共有化を図る上で有効な方法であると考えます。 ・ また、「一般的に聴取に理由があると考えられる事項以外」について、MNOがMVNOに対して合理的な必要性を説明することにより、聴取を可能としている点については、MVNO個別事案毎に聴取範囲の柔軟性を確保するものであり、事業者間協議におけるMVNOとMNOの相互理解、様々なMVNOのビジネスモデルの登場等を促進する観点からも有効と考えます。 ・ なお、「聴取に理由があると考えられる事項」「聴取に理由がないと考えられる事項」については、MVNO開始時におけるMVNO事業計画聴取範囲について整理されたものと認識しておりますが、MVNO開始以降もMNOからMVNOに対しては継続的に聴取すべき事項がある点には留意が必要と考えます。例えば、MVNOのトラヒック計画(次年度・中長期計画)などは、MNOの設備投資計画にも密接に関連することから、定期的な聴取が必要になると考えております。

頁	項目	該当部分	意見
11	2(5)	<p>ネットワークの輻輳対策</p> <p>疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳対策について、電気通信の健全な発達等を図る観点から、MVNOとMNOとの間で十分な協議が行われることが求められる。なお、当該ネットワークの輻輳対策については、MVNO及びMNOのネットワークの円滑な運用及び利用者保護の観点から、MNOは、MVNOに対して必要な情報を提供することが求められる。</p> <p>また、適切な方法・基準に基づき必要最小限の疎通制御を実施するに当たっては、MNOにおいて特定の者に対し不当な差別的取扱いが行われないことが求められる（事業法第29条第1項第2号）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワークの輻輳対策として、MNOは、MVNOに対して必要な情報を提供することになっておりますが、MNOがMVNOに対して提供する情報の内容について、MNOとMVNOで共通の認識を持つようにすべく、ガイドラインで具体的な内容を例示して頂くことを希望致します。想定される情報の内容をガイドラインにて具体的に例示することにより、事業者間協議が円滑となることが期待されます。 ・ 疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳対策については、ガイドライン改定案にある通り、MVNOとMNOとの間で十分な協議を行うことが不可欠であります。輻輳対策に関する情報提供は、MNOからMVNOに対してだけでなく、MNO・MVNO双方向で実施する必要があります。例えば、MNOが適切なNW輻輳対策を検討するためには、MVNOからトラフィック実績・計画値などの情報提供が必要不可欠になります。 ・ 日本通信株式会社殿と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ殿の裁定書（平成19年11月30日付け総務省報道発表「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定及びMVNOの参入促進のための環境整備に関する勧告の公表について」）においては、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ殿の接続に係る開発費用について、「接続事業者の要望に従った接続を行うための追加コストであることからすれば、原則として、応分の費用は日本通信において負担すべきである」とされております。この点を踏まえ、疎通制御機能の開発などネットワークの輻輳対策に係る費用負担の基本的な考え方として、原則として応分の費用はMVNOにおいて負担する旨をガイドラインに明記して頂くことを希望します。 <p>【日本通信株式会社殿-株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ殿 裁定書本文】（裁定事項5、23ページ、13行～26行）</p> <p>なお、開発費の負担に関して、日本通信は、基本的かつ基盤的な機能は、通信事業者が当然具備しておくべき機能であるとし、上記の開発項目はいずれもMVNOを収容する</p>

頁	項目	該当部分	意見
			<p>ための基盤機能の開発であることから、ドコモの負担すべき機能であるとする。 …(中略)…。</p> <p>そして、上記開発費については、接続事業者の要望に従った接続を行うための追加コストであることからすれば、あえてドコモにおいて意図的に競争事業者を排除するなどの目的をもって当該基盤的機能の開発をしなかったなどの特段の事情がない限り、原則として、応分の費用は日本通信において負担すべきである。</p> <p>もっとも、ドコモにおいて他のMVNOの接続等の要請に応じる場合であって、本件開発機能を活用するときには、負担の公平性の観点から、当該費用の回収方法について案分比例にする等の措置が求められる。</p>
14	2(9) 2)	<p>携帯電話の番号ポータビリティ</p> <p>MVNO が MNO から卸電気通信役務の提供を受けサービスを提供する場合、携帯電話の電話番号の指定を受けたMNO は、MVNO の利用者に係る電話番号について、以下の措置を講じなければならない(電気通信番号規則第20条)</p> <p>…(中略)…</p> <p>また、MVNO が MNO と接続してサービスを提供する場合には、接続相手のMNO 以外の電気通信事業者(MNO 及び MVNO)から接続先の MVNO へ利用者が移行する際、引き続き同じ電話番号を利用できるよ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ MVNO の事業形態は多様化しており、現時点では想定することが困難な MVNO が将来的に出現する可能性があると思われます。このため、将来的に、特定のMVNO ユーザのMNP を実現するために、MNO にてルーティング変更に係る NW 改修等が必要になるケースが発生した場合においては、当該 MVNO が応分の費用を負担するなどの対応も必要になると考えております。

頁	項目	該当部分	意見
		<p>うにするための措置を、携帯電話の電話番号の指定を受けている当該 MNO が講じなければならない。</p> <p>なお、当該措置は上記の関係事業者間で相互(双方向)に確保されることが求められる。</p> <p>上記の MVNO の利用者の番号ポータビリティに係る MNO の措置の義務はルーティング変更等システム上の措置を求めるものであり、受付等の手続については、MNO に対して制度上義務付けるものではなく、まずは、MNO と MVNO との間の協議によるべき事項である。</p>	

以上